

瀬戸市告示第92号



瀬戸市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月25日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和8年6月8日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 4 1 号議案	瀬戸市行政手続条例の一部改正について……………	1
第 4 2 号議案	市長の退職手当の特例に関する条例の制定に ついて……………	4
第 4 3 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について……………	5
第 4 4 号議案	瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部改正について……………	1 9
第 4 5 号議案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について……………	2 2
第 4 6 号議案	市有財産（物品）の売払いについて……………	2 4
第 4 7 号議案	瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事 請負契約の締結について……………	2 5
第 4 8 号議案	瀬戸市広場公園条例の一部改正について……………	2 7
第 4 9 号議案	市道路線の認定について……………	2 9
第 5 0 号議案	令和 8 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 3 号）…	別冊
同意第 3 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 4 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 5 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 6 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 7 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 8 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 9 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 1 0 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 1 1 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 1 2 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
同意第 1 3 号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途

同意第14号	瀬戸市農業委員会委員の任命について……………	別途
報告第5号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第6号	令和7年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越 しについて……………	別紙
報告第7号	令和7年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の 繰越しについて……………	別紙
報告第8号	令和7年度瀬戸市水道事業会計予算の繰越し について……………	別紙
報告第9号	令和7年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越 しについて……………	別紙

8年市長提出第41号議案

瀬戸市行政手続条例の一部改正について

瀬戸市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市行政手続条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続条例（平成9年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)から(4)まで <省略> 2 <省略> 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	(聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)から(4)まで <省略> 2 <省略> 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がそ</u>

<p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分</u> <u>の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及</u> <u>び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項</u> <u>各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもそ</u> <u>の者に交付する旨（以下この項において「公示</u> <u>事項」という。）を行政手続法第15条第4項</u> <u>等に規定する総務省令で定める方法を定める省</u> <u>令（令和7年総務省令第103号）で定める方</u> <u>法により不特定多数の者が閲覧することができる</u> <u>状態に置くとともに、公示事項が記載された</u> <u>書面を瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条</u> <u>例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲</u> <u>示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設</u> <u>置した電子計算機の映像画面に表示したものの</u> <u>閲覧をすることができる状態に置く措置をとる</u> <u>ことよって行うものとする。この場合におい</u> <u>ては、当該措置を開始した日から2週間を経過</u> <u>したときに、当該通知がその者に到達したもの</u> <u>とみなす。</u></p>	<p><u>の者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p>	<p>(代理人)</p>
<p>第16条 <u>前条第1項の通知を受けた者（同条第</u> <u>4項後段の規定により当該通知が到達したもの</u> <u>とみなされる者を含む。以下「当事者」という</u> <u>。）は、代理人を選任することができる。</u></p>	<p>第16条 <u>前条第1項の通知を受けた者（同条第</u> <u>3項後段の規定により当該通知が到達したもの</u> <u>とみなされる者を含む。以下「当事者」という</u> <u>。）は、代理人を選任することができる。</u></p>
<p>2から4まで <省略> (続行期日の指定)</p>	<p>2から4まで <省略> (続行期日の指定)</p>
<p>第22条 <省略></p>	<p>第22条 <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 <u>第15条第3項及び第4項の規定は、前項本</u> <u>文の場合において、当事者又は参加人の所在が</u> <u>判明しないときにおける通知の方法について準</u> <u>用する。この場合において、同条第3項及び第</u> <u>4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」と</u></p>	<p>3 <u>第15条第3項の規定は、前項本文の場合に</u> <u>おいて、当事者又は参加人の所在が判明しない</u> <u>ときにおける通知の方法について準用する。こ</u> <u>の場合において、同条第3項中「不利益処分の</u> <u>名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又</u></p>

<p>あるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による改正後の行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に伴い、瀬戸市行政手続条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第42号議案

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

市長の退職手当の特例に関する条例

令和5年5月1日において市長の職にあった者（以下「市長」という。）の同日を含む任期に係る退職手当は、瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第16号）第11条第3項の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、市長が退職した日の翌日限り、その効力を失う。

（理 由）

この案を提出するのは、令和5年5月1日において市長の職にあった者の退職手当を支給しないこととするため、必要があるからである。

8年市長提出第43号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第34条の7 <省略> 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項（ <u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）に定めるところにより計算した金額とする。	(寄附金税額控除) 第34条の7 <省略> 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項（ <u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）に定めるところにより計算した金額とする。
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く	(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く

。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から10まで <省略>

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規

。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2から10まで <省略>

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規

定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)及び(4) <省略>

2から4まで <省略>

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 <省略>

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条に

定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) <省略>

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)及び(4) <省略>

2から4まで <省略>

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 <省略>

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1

において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得税法の納税義務者(合計所得金額が900万円以下

項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得税法の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名

下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

<p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>	
<p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>	
<p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定</u>による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項又は同条第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項又は同条第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定</u>による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>4 <省略></p>	<p>3 <省略></p>
<p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点)</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点)</p>

<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>	<p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>
<p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>
<p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 <省略> (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>	<p>2 <省略> (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>

<p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u></p>	<p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>
<p>第17条の2 <省略></p>	<p>第17条の2 <省略></p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す</p>

る譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 <省略>

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 <省略>

る譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 <省略>

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 <省略>

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の
市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が
前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に
規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有す
る場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所
得については、第33条第1項及び第2項並び
に第34条の3の規定にかかわらず、他の所得
と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡
所得の金額及び雑所得の金額として令附則第1
8条の6の4で定めるところにより計算した金
額（以下この項において「特定暗号資産に係る
譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗
号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号
資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規
定により読み替えて適用される第34条の2の
規定の適用がある場合には、その適用後の金額
）をいう。）の100分の3に相当する金額に
相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定め
るところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同
条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金
額、附則第19条の3第1項に規定する特定
暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第3
4条の9第1項、附則第7条第1項及び附則
第7条の3第1項の規定の適用については、
第34条の6中「所得割の額」とあるのは「
所得割の額及び附則第19条の3第1項の規
定による市民税の所得割の額」と、第34条
の7第1項前段、第34条の8、第34条の
9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条
の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額並びに附則第19条の3第1項の規

定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。

）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の瀬戸市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をし

た家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。

) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）等の公布に伴い、瀬戸市市税条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第44号議案

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(家庭系ごみの排出)</p> <p>第4条の3 市長は、家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはごみ袋（以下「<u>市指定ごみ袋</u>」という。）を、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。）については、<u>資源回収袋</u>（以下「<u>市指定資源物袋</u>」という。）を指定するものとする。</p> <p>2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して<u>市指定ごみ袋</u>により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して<u>市指定資源物袋</u>により排出しなければならない。</p>	<p>(家庭系ごみの排出)</p> <p>第4条の3 市長は、家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはごみ袋を、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。）については、<u>資源回収袋</u>を指定するものとする。</p> <p>2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して<u>前項のごみ袋</u>（以下「<u>市指定袋</u>」という。）により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して<u>前項の資源回収袋</u>により排出しなければならない。</p>

3 <省略> 別表（第8条関係）			3 <省略> 別表（第8条関係）		
種類	区分	金額	種類	区分	金額
<省略>			<省略>		
燃えるごみ		45リットルの市 指定ごみ袋1枚に つき 18円 30リットルの市 指定ごみ袋1枚に つき 16円 20リットルの市 指定ごみ袋1枚に つき 14円	燃えるごみ		45リットルの市 指定袋1枚につき 18円 30リットルの市 指定袋1枚につき 16円 20リットルの市 指定袋1枚につき 14円
燃えないご み		40リットルの市 指定ごみ袋1枚に つき 25円 20リットルの市 指定ごみ袋1枚に つき 18円	燃えないご み		40リットルの市 指定袋1枚につき 25円 20リットルの市 指定袋1枚につき 18円
粗大ごみ		<省略>	粗大ごみ		<省略>
資源物（プ ラスチック 製容器包装 、古布及び ミックスペ ーパーに限 る。）		45リットルの市 指定資源物袋1枚 につき 18円 30リットルの市 指定資源物袋1枚 につき 16円			
備考<省略>			備考<省略>		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による市指定資源物袋の作成その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第4条の3第2項に規定する市指定資源物袋による排出については、当分の間、市長が別に定める方法により排出することができる。

（手数料の徴収）

4 新条例の施行の日以後に市長が収集する一般廃棄物（資源物（プラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーに限る。）に限る。）に係る手数料については、当該施行の日前においても新条例別表に規定する手数料を徴収することができる。

（理由）

この案を提出するのは、家庭系ごみ排出袋の価格の不均衡を解消するため、資源物の一部の処理手数料を徴収し、資源化の促進を図るに当たり、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第45号議案

瀬戸市介護保険条例の一部改正について

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料の減免) 第11条 <省略> 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 <u>ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(3)まで <省略> 3 <省略>	(保険料の減免) 第11条 <省略> 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> 3 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、令和8年度に限り、前年度市町村民税非課税者

に係る特例減免を行うに当たり、瀬戸市介護保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第46号議案

市有財産（物品）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（物品）を売り払うものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

- | | | |
|---|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 売払物件 | 瀬戸市立学校使用済GIGAスクール端末等 |
| 2 | 品名及び
件数 | GIGAスクール端末（iPad第7世代）（その他付
属品（ACアダプタ、マウス、キーボード、タッチペン
等）を含む。） 10,498件 |
| 3 | 売払方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 売払価額 | 40,417,300円 |
| 5 | 売払先 | 名古屋市港区昭和町14番地の24
株式会社アビツ
代表取締役 瀬田大 |

（理由）

この案を提出するのは、市有財産（物品）を売り払うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第47号議案

瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事請負契約の締結について

本市が、瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

- 1 契約金額 1,241,900,000円
- 2 工事場所 瀬戸市萩山台2丁目22番地外
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）
- 4 工事内容 建築工事一式
校舎及び屋内運動場の改修
スロープ棟（鉄骨造4階建て、延床面積約1,200平方メートル）等の増築
外構整備
仮校舎（旧原山小学校）の整備
- 5 工期 本契約日の翌日から令和9年12月10日まで
- 6 契約の相手方 瀬戸市共栄通7丁目16番地
沢田建設株式会社
代表取締役 澤田武憲

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸特別支援学校リニューアル（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

8年市長提出第48号議案

瀬戸市広場公園条例の一部改正について

瀬戸市広場公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市広場公園条例の一部を改正する条例

瀬戸市広場公園条例（令和7年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
<省略>		<省略>	
元町2丁目ちびっこ広場	瀬戸市元町2丁目2番地	元町2丁目ちびっこ広場	瀬戸市元町2丁目2番地
		<u>五位塚町Ⅰちびっこ広場</u>	<u>瀬戸市五位塚町19番地の6外</u>
		<u>五位塚町Ⅱちびっこ広場</u>	<u>瀬戸市五位塚町19番地の23外</u>
		<u>五位塚町Ⅲちびっこ広場</u>	<u>瀬戸市五位塚町11番地の33外</u>
		<u>五位塚町Ⅳちびっこ広場</u>	<u>瀬戸市五位塚町11番地の229</u>
		<u>五位塚町Ⅴちびっこ広場</u>	<u>瀬戸市五位塚町11番地の250</u>
<省略>		<省略>	
今林町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市今林町8番地の1	今林町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市今林町8番地の1

石田町広場	瀬戸市石田町299番 地	
<省略>		<省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市緑の基本計画に基づき、都市公園等の再構築を推進するため、広場公園の設置及び廃止をするに当たり、瀬戸市広場公園条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

8年市長提出第49号議案

市道路線の認定について

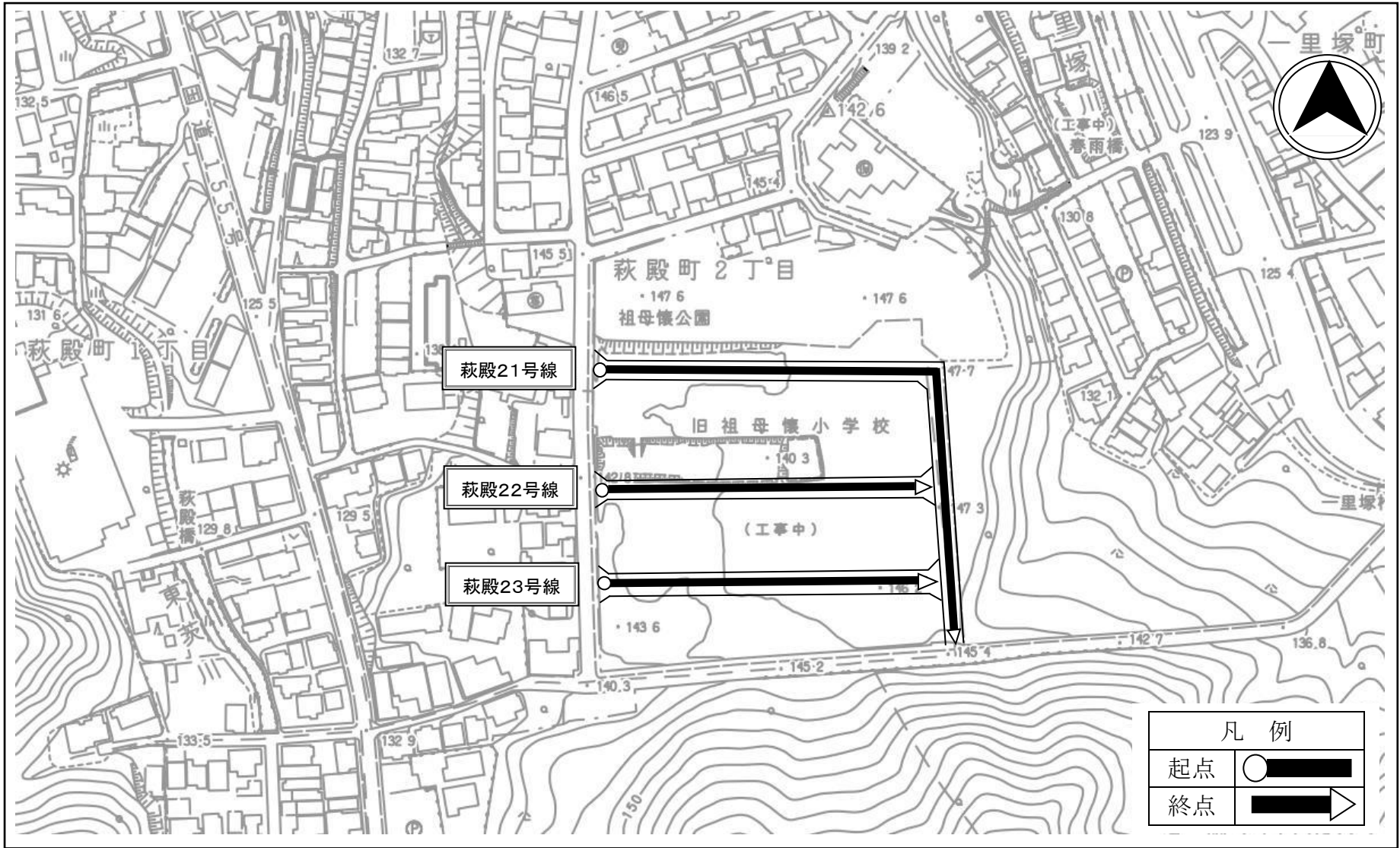
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
05081	萩殿21号線	萩殿町2丁目178番10地先
		萩殿町2丁目178番91地先
05082	萩殿22号線	萩殿町2丁目178番25地先
		萩殿町2丁目178番54地先
05083	萩殿23号線	萩殿町2丁目178番55地先
		萩殿町2丁目178番80地先
12583	池田24号線	池田町237番1地先
		池田町237番6地先

認定路線図



認定路線図

